

平成29年第12回農業委員会議事録

平成29年12月25日

長瀬町農業委員会

平成29年第12回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年12月25日
開催年月日 平成29年12月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 14時13分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		
6	高橋 満		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦		第1区域 中井 孝志
8	村田 茂		第2区域 高田 幸好
9	坂上 良資		第3区域 染野 亘志
10	田端 久子		第4区域 齊藤喜久夫

遅刻委員 なし

欠席委員 なし

議事参与者 事務局長 南 勉 主査 村田 和也
主事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 非農地判定について(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)
- (4) その他

- ・次回委員会開催日程について

開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

今日は、お忙しい中をご参集していただきありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

会長挨拶

事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

年末で押し迫ってお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

ことしは大分寒いので、気温もマイナス5度、6度なんて、まして、季節も最近何か早まっているような感じをいたします。

7月からお世話になって、もう今年も暮れてしまうんですけども、来年もひとつご協力のほうよろしくをお願いします。

では挨拶を終わります。

事務局長 ありがとうございました。

早速会議に入らせていただきます。

議長選出

事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

開議の宣告

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほどよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席人員は13名です。定員数に達しますので、これより会議を開きます。

議事録署名人の指名

議長 議事録署名人の指名をいたします。

11番、堀口榮一委員、12番、飯嶋辰吉委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ございませんので、よって、議事録署名人に、11番、堀口榮一委員、12番、飯嶋辰吉委員を指名いたします。

農地法第4条の規定による許可申請1件について

議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。

農地法第4条、番号1、——さんより許可申請があった月極駐車場の件について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号 農地法第4条、番号1について説明をさせていただきます。次第を1枚おめくりいただきたいと思います。

番号1、申請者住所・氏名、——、——さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字本野上字——、地目は畑、面積は159平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、月極駐車場利用地となります。

下に、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、フォレストサズ長瀬西側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、申請地を管理しておりましたが、ここ数年電車を利用する方から駐車場として貸してほしいと話を多くもらうため、空き地でおくのも無駄なため、月決め駐車場として利用する計画ですということでございます。

次に、計画の内容でございますが、裏面に配置図もありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。土地造成は159平方メートルでございます。

次に、資金計画でございますが、——ということでございます。現在お返ししております申請書に、——が添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は土地計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、駅から300メー

ル以内の位置にある農地のため、第3種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中12号線に接道しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

中井孝志推進委員 中井です。

18日に事務局の村田さんとそれから福島さんと私で見に行っまいりました。

場所なんです、野上駅から歩いて5、6分のところ。野上駅の東南の方向だと思います。現地は、15アールぐらいの中の一部の土地なんです、巡りがブロック塀で囲まれていて、内側に行ったところなんです。以上です。

議長 中井孝志氏の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

3番、福島美知子委員、説明をお願いします。

3番福島美知子委員 3番、福島です。お願いいたします。

ただいまの事務局の村田さんと中井さんの説明どおりでございます、この塀もかなり高い塀なので、私、この反対の土地が遊休農地で毎年見に行っているんですけども、奥に2軒あるおうちも見えないぐらい高いところです。全く周りもしっかりと塀で囲まれているので、問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 福島美知子委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がございませんので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当に意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条の規定による許可申請2件について

議長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について議題とします。

農地法第5条、番号1、——氏より、農地を——氏が工場敷地へ転用するための許可について審議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 資料をまた1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条、番号1について説明させていただきます。

番号1、譲受人住所・氏名、——、——さん、譲渡人住所・氏名、——、——さん。次に申請土地の表示でございますが、所在地、大字岩田字——、地目は田、面積は1,494平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、工場敷地でございます。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は——区内、南州工業のすぐ南側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、現在、大里郡寄居町用土にある工場を閉鎖し、本社工場となり、申請場所へ新工場を建設することによりリードタイムの短縮が見込まれ、生産性の向上が図れるためということでございます。

次に、計画の内容ですが、裏面に配置図と平面図がございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。土地造成が1,494平方メートル、建築物は精密部品加工工場を1棟、建築面積は652.5平方メートルとなります。排水処理方法は、合併処理浄化槽となっております。

次に、資金計画ですが、——
——ということでございます。現在お返ししております申請書に——添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は土地計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の第3種特別地域の特定地域内にあり、また、農産法の規定により定められた産業導入地区内となり、町道岩田3号線、4号線、32号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

齊藤喜久夫推進委員 去る12月15日に高橋委員、事務局と3人で現地を見させていただきました。今の説明にあったとおり、金尾峠に向かう道路の左側の一段下がったところです。南州工業さんよりさらに一段下がっておりますので、工場をつくるには、盛り土とか埋め立てをしないといけない土地かなと思っております。面積があるとおり、1,400平米で広い土地ですが、現在、多分耕作はしていないんじゃないかなと思います。今説明があったとおり、現地は産業導入地域内ということで、地元の仕事の関係には役立つと思われていますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

議長 齊藤委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いいたします。

6番、高橋 満委員の説明をお願いします。

6番高橋 満委員 6番、高橋です。

今月の15日に現地確認に行っておりましたので、報告いたします。

齊藤委員、それから事務局の説明どおりでございます。残り説明することはないんですが、岩田の工業団地内ということで問題はないと思います。

以上です。

議長 高橋 満委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がございませんので、これをもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当に意見を付して県知事宛てに進達したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法第5条、番号2、———氏の所有地を———

———氏が太陽光発電設備設置への移転のための件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 そうしましたら、また資料を1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条、番号2について説明をさせていただきます。番号2、譲受人住所・氏名、_____、_____さん、譲渡人住所・氏名、_____、_____さん。次に申請土地の表示でございますが、所在地、大字井戸字_____、地目は畑、面積は1,011平方メートルの1筆でございます。転用の目的は、太陽光発電設備設置でございます。権利の内容は、売買による所有権移転となります。

下に、案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、_____区内、長瀬げんきプラザの北側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、本計画の土地は、後継者不足により耕作継続が難しい状況にあります。一方、太陽光による発電にとっては、平坦で周囲に日射を遮る山や電柱もなく、極めて良好な条件となっておりますので、長瀬地域への貢献、投資効果の両面から設定に至った次第です、ということでございます。

次に、計画の内容でございますが、裏面に配置図がありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。土地造成が1,011平方メートル、工作物は太陽光パネル184枚、発電量は49.5キロワットとなります。

次に、資金計画ですが、_____ということでございます。現在お返ししています申請書に、_____が添付されていますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等にある農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の第2種特別地域の特定地域内にあり、町道井戸10号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

齊藤喜久夫推進委員 こちらについて、説明させていただきます。

こちらは、12月15日、中川委員さんと事務局の村田さん、3人で現地を確認させていただきました。今、村田さんから説明があったとおり、場所につきましては長瀬げんきプラザの北側、道を挟んで

住宅があるんですが、その裏側でございます。表にあるとおり1,011平米で、まとまったほぼ平坦な優良の農地でございます。そういう農地の保全の面からすると残念ですが、農地の有効利用なり、また、近くにもう既にソーラーの施設が幾つか認可されているという現状を見ますとやむを得ないのかなと思います。

以上でございます。

議長 齊藤委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。

4番、中川知久委員、説明をお願いします。

4番中川知久委員 4番、中川です。

先日の15日に齊藤委員さんと村田さんと3人で現地確認に行っていました。

齊藤さんの言うとおりの四角でいい畑でありますけれども、9年も前から耕作を放棄されているような土地で、今回、この申請がある前にきれいにしちゃったから本当にもったいないというような感じの畑ではございますけれども、本人が畑ができないのであればソーラー施設でも何かでもやってもらったほうがいいと思います。そういうわけなので、審議のほうよろしくをお願いします。

議長 中川知久委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

3番福島美知子委員 すみません、ちょっといいですか。

3番、福島です。

この案内図と公図を見ますと、その真ん前に———さんのおうちがあって、5メートル離れていればいいという許可はあるんですけれども、実際、本当に近くにソーラーがある方のお話を聞くと、暑くて、なければいいほうがいいとよくみんな言うんです。だから、この周りのお宅に許可といいですか、許可というかもらったのかなと思って。

議長 中川さん。

4番中川知久委員 そういう問題もあるんですけれども、もう前の任期のとき、鈴木会長と、そのときは放棄地で行ったんですけれども、やぶになっちゃってどうしようもないから何とかしてくれということは言われていたんです。ただ、ソーラーの発電をやって、熱の関係のことはまだわかっていないんですけれども、業者の方が説明に行くなり、何かしているという話も聞いておりません。ただ、この———さんとは何かしてくれという話で幾年もありました。

以上です。

議長 私もちょうど、中川さんと一緒に調査を2年ばかりやったんですけれども、やはり、一さんが

ら大分、それからあと、——先生からぜひひとつ何とかしてくれという話を聞きました。それは実質的には私はよかったなと感じています。それから、その反射の関係は、これはあれですか、承諾書というのは必要ないですね。

事務局 事務局のほうで補足をさせていただきますと、農地転用の申請に当たりましては、同意書を任意で求めているんですけれども、その同意書につきましては、転用農地と接しているところということで、今回の場合、道を1本挟んでいますので、直接接している土地ではないので同意書までは求めていません。ただ、太陽光発電の設置に関しましては、以前にもお話ししているように、町民課のほうで太陽光発電の設置に当たってのガイドラインというのがありまして、あと、ここは自然公園の第2種特別地域ということで、そちらのほうでその土地の中でも何メートルか内側に入って建てなさいよとかという、そういう基準がありますので、そちらについてはきちんと許可申請で許可をとれるような形で計画はしているというようなことを事業計画者からは確認はしております。

説明は以上なんですけれども。

3番福島美知子委員 じゃ、業者は、役場に申請に来るのは業者ですよ。

事務局 そうですね。

3番福島美知子委員 前もあれだったんですけれども、本人が来れば、役場としては、周りの方の許可とかお話をして、ああしてくださいねと言うんだけど、業者が来るから、業者には言うんだけど、業者は実際回らないんだって。何年か前にも袋でそういうあれがあったんですけれども。

議長 あそこで水道にいつている、何だっけあれ。役場の職員のうちの。

3番福島美知子委員 そうそう。

議長 そうだったよね。

3番福島美知子委員 その周りを囲んで。

議長 あときは私は委員長じゃなかったんですけれども、説明を委員長のほうに申し出て、反射熱の問題という話は1回出しました。

これから大分多くなってきて、夏の反射熱というのが本当大熱なんです。簡単に農業委員会で許可というより、課が違うという話なんだけれども、これからはもしかしたら問題になる可能性がありますので、検討の余地があるんじゃないかと思います。個人的な意見なんですけれども、冬はいいけれども、夏の一番暑い真夏の盛りに非常に問題が出てくるんじゃないかなと思います。

10番田端久子委員 田端です。

前も、福島委員のときにいろいろあったんです。それで、つくってからちょっと話を聞いたんです。そしたら、夏、すごく温度が上がっちゃって、クーラーも強にしていないとだめだという話を聞いた

んです。これも、幾ら道から5メートル入ったといっても、これだけの大きな家は相当暑いんです。相当暑くなると思うんです。だから、この畑はつくってもいいんだけど、この人の判こが必要じゃないかなと、前の家の。

(「同意書、承諾書」と呼ぶ者あり)

議長 3番。

3番福島美知子委員 3番、福島です。

秩父なんかでは、農業委員で状況を見てやめさせたところもあるんです。何件か聞いているんですけども、委員長に。だから、これは5月に青から白に除外申請が出た土地ですよ。

(「これは農振から外されたんです」と呼ぶ者あり)

3番福島美知子委員 そうなんです。だから、もう話が始まっちゃうと、業者というのは非常にいいシミュレーションでこれだけもうかりますと出ちゃうから、もう地主もそんなにもうかるんだと思ってやめるということはなかなかないと思うんです。だから、もう農業委員が気づくというか、なかなか気づけないと思うんですけども、もし気づいたら地権者にちゃんとお話をして、町民課の方に相談をするというふうにしたほうがいいと思うんです。本当にできちゃってからは、近くの近所の人には本当に暑い思いをするのでかわいそうだと思うので。専業農家にしてみれば、どんどん温度が上がって温暖化で大変な思いをして農作物をつくっているの、いろいろ考えてほしいと思います。

以上です。

議長 2番。

2番櫻井 汪委員 じゃ、もし、農業委員として申請しますよね。もし、こういうことであれば何か対策を、今度はこの地主に、要するに後ろに高い緑の家でもないけれども樹木を植えるとか。

議長 そうすると日が当たらなくなると、太陽光だから逆に半分ぐらい日が当たらなければその分電熱量がないわけだから。とにかく日当たりがいいところがこの太陽光のあれですからなかなか難しいんじゃないか。

ただ確かに、これからは課題だなとも私は思っていました。それこそ、畑の真ん中で、うちがないところなら構わないけれども、やっぱり何か出てくるのかな。これは町全体の問題で、我々は許可しますけれども、これからどうするかということも一つの問題かと思うんです。

2番櫻井 汪委員 最終的には、問題が出てきたときに、農業委員会の人々が許可したんだから農業委員会が責任をとれとか、そういう裁判だって起こされる可能性はあります。

(「そこまではないと思います」と呼ぶ者あり)

3番福島美知子委員 農業委員としては反対できないんです。国でつくれと言っているから。ちょっ

と、この前の家がかawaiiそうだと思うんです。つくってからだと。何とか。

議長 あとは、最近は何のほうの指導で、全部をめぐりフェンスをつくると、人が入らないように、そういう管理面のうるさくなつたらしいです。だから最近つくっていますよね。今まではとにかく何もなくて、ただ畑の中にあつたけれども、畑でも何でも全部めぐりにフェンスをつくって入り口を1つにするというふうなことを指導しているらしいです。結構費用もかかるという話を聞いています。

(「そう言われればフェンスをつくっているね」と呼ぶ者あり)

議長 国の指導らしいです。

2番櫻井 汪委員 でも、これからそれは考えていく必要はあると思います。

議長 あるかと思えますね。既に秩父で出ているということは。

3番福島美知子委員 本当に、取りやめにさせたこともあるそうですから。

議長 特に、この野上の駅前あたりは畑があいていますが、うちがやっぱりできていますもんね。

ほかに何かありますか。

(発言する者なし)

議長 じゃ、質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

非農地判定について(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)

議長 続いて、議案第3号 非農地判定(農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断)について、審議いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 またページを1枚おめくりいただきたいと思ひます。

議案第3号 非農地判定について説明をさせていただきます。

まず、番号1、所在地、大字岩田字————、地目は畑、農振は白地、面積は318平方メートル

ルでございます。

下に、案内図、公図がありますので、確認をお願いします。場所は、——区内、東洋パーツの南側にある場所でございます。現況写真をあわせて添付しておりますので、あわせて確認をお願いいたします。

続きまして、裏面をごらんいただきたいんですが、番号2について説明をさせていただきます。

所在地、大字岩田字————、地目は畑、農振は白地、面積は1,190平方メートルでございます。

こちらにも下に、案内図、公図がありますのでご確認をお願いします。場所は、——区内、道光寺の南東にある場所でございます。こちらにも現況写真が添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

番号1、2とも、所有者から農地に該当しないことの証明を依頼されたため、判定を行っていただくものでございます。現場につきましては、担当区域の推進委員さん、農業委員さんと現地確認を実施しました。非農地とする判断基準は、その土地が森林の様相を呈していたり、山林に隣接して山林化しており、農地に復元するための物理的整備が著しく困難な場合、またはこの土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に、農地に該当しないものが非農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。次に、担当推進委員でございます。齊藤喜久夫委員の説明をお願いします。

齊藤喜久夫推進委員 こちらも15日に高橋委員と村田さんと3人で現地を確認させていただきました。

説明があったとおり、東洋パーツの反対側、金尾峠に向かうときに一番大きくカーブするところです。普段は大丈夫なんですけれども、雪が降るとこの竹が道路を覆うぐらいのところの場所で、日陰がほとんどの地域で、写真にあるとおり竹林で、とてもこれを農地、畑として原状回復するには大変なことになるのでやむを得ないのかなと判断をさせてもらったところでございます。

以上でございます。

議長 齊藤喜久夫委員の説明が終わりました。

続いて、農業委員からの説明をお願いします。6番、高橋 満委員の説明をお願いします。

6番高橋 満委員 6番、高橋です。

今月の15日に現地確認に行っまいりましたので、ご報告いたします。

齊藤委員の説明どおりでございます。写真で見てもらえばわかるんですけれども、真竹が密生しておりまして、雑木も生えております。傾斜も結構きついところでありまして、なかなか畑として原

状復帰させるのは難しいんじゃないかと思います。

以上です。

議長 高橋 満委員の説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行います。

番号1について非農地判定することに決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、番号1、非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

続いて、番号2について非農地と判断することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、番号2、非農地と決定し、対象者に非農地通知書を、関係機関に一覧表を送付することに決定しました。

以上、議案の審議は終了いたしました。

その他

議長 次に、その他でございますが、1月の委員会日程でございますが、1月の委員会は25日木曜日、午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 では、25日木曜日、午後1時30分からにします。

事務局何かございますか。

事務局 すみません、先ほどの太陽光の関係なんですけれども、ちょっと同意書等どこまで農業委員会としてとれるものなのかというものを、ちょっと県の農林振興センターにも確認させていただきまして、また次の委員会で報告させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

あと、その他になるんですが、幾つかあるんですけれども、まず、先月の農地転用許可の状況です

が、農地法5条の2件につきましては12月18日付で許可となっております。また、通知を配付させているんですが、今年度も開催されます農業委員会秩父都市協議会農業委員等研修会について、こちらの用紙になるんですけども、こちらについて説明をさせていただきます。

こちらが、平成30年、来年の年が明けて1月12日の金曜日、午後3時から農園ホテルにて研修会、その後の午後5時15分から懇親会を予定しております。会費は、こちらにも書いてありますように5,000円となります。こちらの研修会の出欠の確認をさせていただきたいと思いますので、この研修会に出席できない方は、申しわけないですけども12月27日の水曜日までに私のほうまで報告をお願いしたいと思います。出発時間等につきましては、後日改めて連絡をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、チラシを配付させていただいているんですが、こちらになるんですけども、平成29年度第2回認定農業者等研修会の案内でございます。2月8日に深谷市の花園文化会館アドニスで行われるものでございます。こちらにつきましては、事務局が取りまとめは特には行いませんので、参加される場合はチラシによりまして個人で申し込みのほうをお願いしたいと思います。

あと、委員報酬についてでございます。机の上に委員報酬のお支払いの通知を置かせていただいておりますが、所得税と、10月、11月、12月の3カ月分の旅行積み立てを引かせていただき、差し引いた金額を1月10日に口座に振り込みさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、継続して委員になっている委員の皆さんは、昨年度もお願いしていますのでご存じかと思うんですが、認定農業者などの農業者の方と農業委員会との意見交換会を毎年開催させていただいているんですが、今年度につきましては、1月25日、次回の農業委員会の後、午後3時ぐらいからになるかと思うんですが開催をする予定でございます。こちら、町と農業委員会との共催となりますが、内容等については、今事務局と、あと産業観光課の担当のほうと協議をしているところでございますので、まだ詳細決定はしていないんですが、委員の皆様におかれましてはご出席をお願いしたいと思いますので、農業委員会終了後に意見交換会を実施したいと思いますので、ちょっと予定のほうをしておいていただけるとありがたいです。

あと、その引き続きになってしまうんですけども、新年会につきましても農業委員会のほうで毎年開催をしております。こちらも開催をするとすると、1月25日の農業委員会の日になるかと思うんですが、ことしも実施する方向でよろしいでしょうか。

議長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局 実施ということで、こちら新年会なんですけど、例年町長を招待して、都合がつくようであれ

ば出席をしていただいているんですが、ことしも例年どおり町長を招待するということによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

事務局 それでは、町長の予定等を確認して、出ていただければ出ていただくようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

新年会の幹事につきましては、今回順番で、3番の福島委員さん、5番の野原委員さんをお願いしたいと思うんですが、よろしくお願いいたします。会場等につきましては、事務局のほうに一任でご理解いただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

以上でございます。

議長 以上で、本日予定した議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後2時13分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年12月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 堀 口 榮 一

署名委員 飯 嶋 辰 吉